

Deloitte.

デロイト トーマツ



各国・地域の税制概要とホットトピックス オランダ

令和5年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイト トーマツ税理士法人

2024年1月



目次

オランダの税制概要

法人税コンプライアンス	4
課税所得計算	5
居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税	8
進出・撤退時の留意すべき課税関係	9
進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較	11
雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税	12
法人課税にかかる各種優遇税制措置	13
PE課税-PE類型	14
税務調査及び異議申立て・税務訴訟	15

Pillar2の法制化状況について	16
-------------------	----

オランダの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要	18
LF/MFの概要	19
国別報告書の概要	20
最近の移転価格調査におけるトピックス	21
移転価格税制に関する改正等	22
移転価格税制の動向	24

オランダの税制概要

法人税コンプライアンス

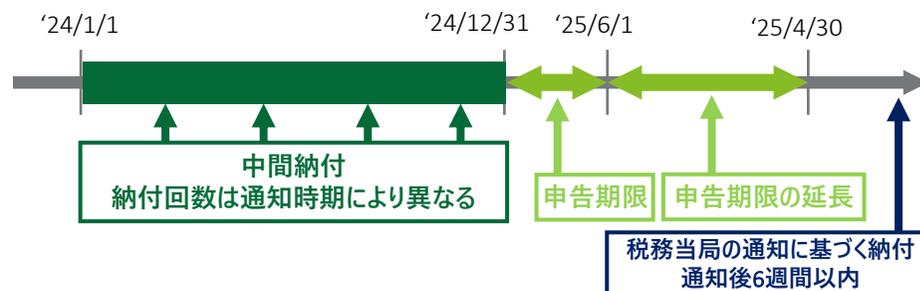
居住者については全世界所得課税となり、19～25%の税率で課税が生じる。
税理士等が代理をする申告については、申告期限の延長を申請することができる。

法人所得税

居住者	オランダの法律に基づいて設立された法人、又は実質的な管理の場所を有する法人（管理支配地主義）は、居住者となる。
居住者の課税範囲	全世界所得課税
税率	<ul style="list-style-type: none"> 2023年 19%：所得20万EUR以下 25.8%：所得20万EUR超
課税年度	<p>暦年</p> <p>ただし、定款の定めがある場合は任意の12か月間の会計年度とすることが認められている。</p>
申告納付期限	<ul style="list-style-type: none"> 原則事業年度終了後5か月以内 税理士等が代理する申告については、さらに11か月の延長を申請することができる。 最終納税は税務調査官の査定を受けた後通知から6週間以内に行う。

中間納付	税務当局の通知に基づく中間納付があり、納付回数は通知時期により異なる。
時効	<p>5年</p> <p>国外所得については12年</p>
連結納税制度	<p>あり</p> <p>95%以上保有するオランダ居住法人を連結納税（Fiscal unity）の対象とすることができ、グループ内取引が相殺される。</p>
税制改正	毎年9月の第3火曜日に税制改正案が発表され、下院と上院での決議を経て、通常翌年の1月1日に発効する。

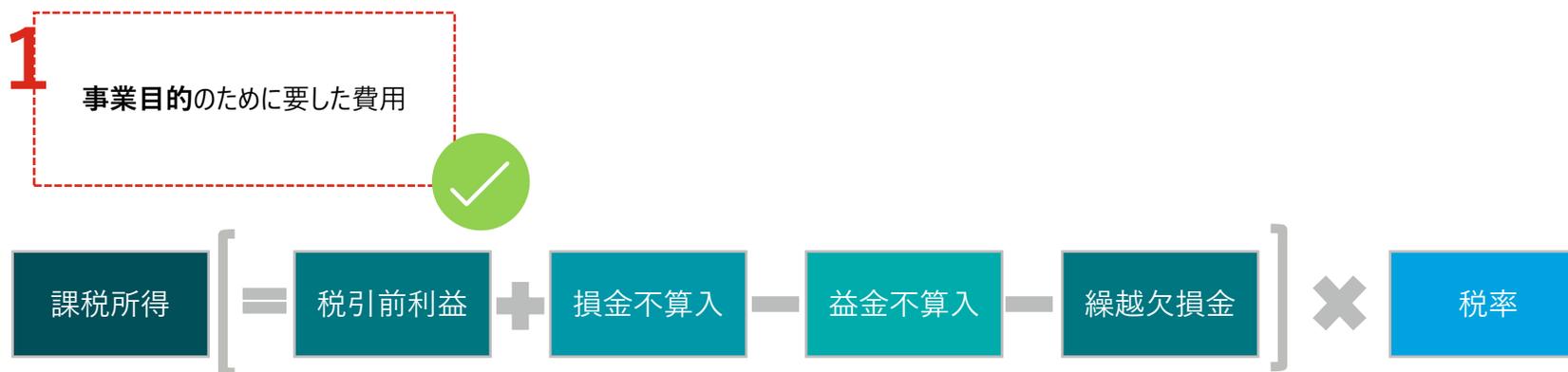
例：12月決算の場合



課税所得計算 (1/3)

損金性が認められる費用について

- 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。



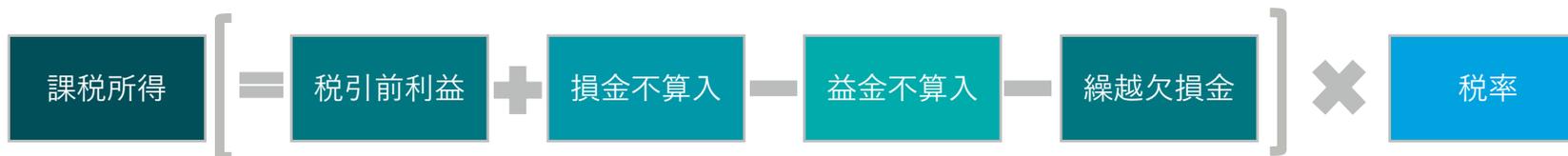
損金算入項目

- **損金不算入** として、留意すべき項目の代表例

寄附金	贈与は事業上の利益を得るためであることを証明できる場合には損金算入される。 ただし、事業上の利益を得るためではなくても、国内学術機関等に対する贈与は所得の50%（10万EURを上限）を限度として損金算入される。	支払利子	関係会社借入金に係る支払利子は、一定の不合理的取引によるものである場合には損金不算入となる。また、EBITDA（利子・償却・税金控除前利益）の20%を超える純支払利子は損金不算入となる。ただし、100万EURの支払利子まではこの規定が免除されるセーフハールールが設けられている。なお、損金不算入純支払利子は無期限に繰越することができる。
交際費	従業員に支払う賃金総額の0.4%を課税所得として加算した場合のみ全額損金算入。もしくは、交際費の73.5%を損金算入することも選択可能（個人事業主の場合は80%損金算入可能）。	引当金準備金	一定の要件を充足する引当金（例：貸倒引当金、再投資準備金、平準化準備金、再評価準備金等）は損金算入される。
為替差損益	関係会社借入金に係る為替差損は、一定の不合理的取引によるものである場合には損金不算入となる。	みなし配当(*)	みなし配当とされるロイヤリティ、マネージメントサービスフィー、研究開発費等は損金不算入となる。

(*)：オランダ法人から親会社への独立企業間価格を超える支払は隠れた利益の分配であるとみなされ、これを一般に「みなし配当」という。

課税所得計算 (2/3)



益金算入項目

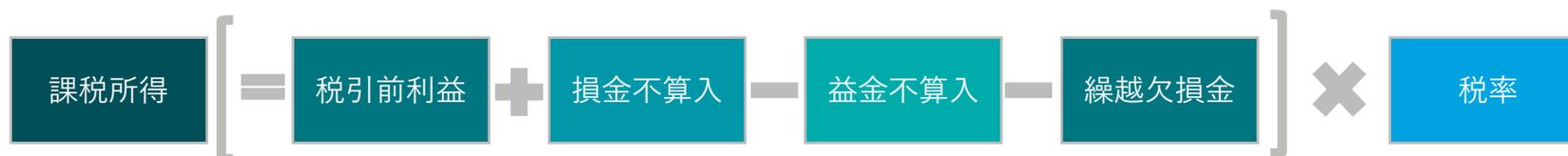
- **益金不算入** として、留意すべき項目の代表例

受取配当	<ul style="list-style-type: none">■ 原則として課税される。 ただし、資本参加免税の要件を充足する場合の配当（連結納税のグループ内の配当を含む）は益金不算入となる。
キャピタルゲイン・ロス	<ul style="list-style-type: none">■ キャピタルゲインは、通常の事業利益として扱われ、課税所得に含まれる。キャピタルロスは、通常の事業費用として損金算入となる。■ ただし、資本参加免税の要件を充足する場合のキャピタルゲインは益金不算入となる。また、この場合のキャピタルロスは原則として損金不算入となる。■ 事業用資産のキャピタルゲインは、再投資準備金として積み立てることができる。

資本参加免税の要件

- 資本参加免税の下では、配当その他の利益分配、為替差損益及びキャピタルゲイン・ロスは法人所得税を免除される場合がある。
- **資本参加免税の適用**を受けるためには、**持分テスト**と**動機テスト**を満たさなければならない。動機テストが満たされない場合でも、**課税対象テスト**または**資産テスト**が満たされると適用を受けることができる。
- 持分テスト
活動中である子会社の名目払込資本の5%以上を保有している（5%の判定には、議決権等のない株式も含まれる）等
- 動機テスト
単なるポートフォリオ投資としてではなく、一般的にビジネス上の理由で保有している
- 課税対象テスト
外国子会社とその居住地国において少なくとも10%の実効税率で課税されている
- 資産テスト
子会社の保有する資産の50%超がポートフォリオ投資により構成されていない

課税所得計算 (3/3)



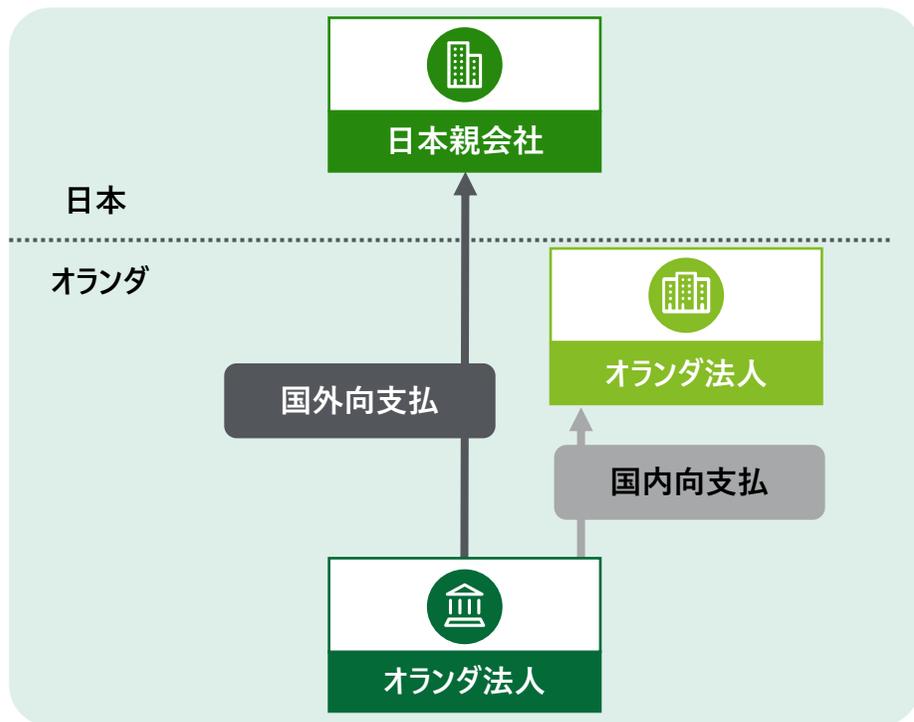
繰越欠損金

欠損金等	繰越期限	■ 無期限 (2022年以後開始事業年度発生、もしくは当該事業年度開始時点で未使用の欠損金)
	繰越限度額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021年以前：無期限 ■ 2022年以後：所得100万EUR以下 ... 無制限 所得100万EUR超 ... 所得の50%
	繰戻し	■ 1年間

税率について

税率	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2022年 <ul style="list-style-type: none"> 15%：所得39万5000EUR以下 25.8%：所得39万5000EUR超 ■ 2023年 <ul style="list-style-type: none"> 19%：所得20万EUR以下 25.8%：所得20万EUR超
----	--

居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税



受領者 所得	税率		
	居住者	非居住者	
	国内法	租税条約	
利子	0%	0%/25.8%(*2)	0%/10%(*3)
配当	15%(*1)	15%/25.8%(*1)(*2)	0%/5%/10%(*1)(*4)
使用料	0%	0%/25.8%(*2)	0%

(*1)：連結納税のグループ内の配当等は免税

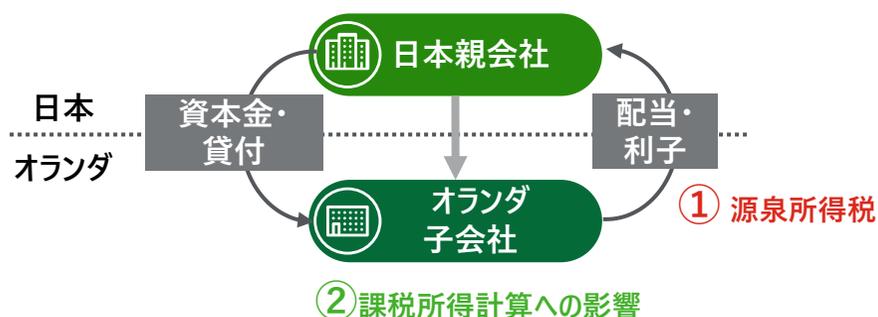
(*2)：2021年1月より、関係会社（法定税率9%以下等の低税率国・地域に所在するもの）に対して、25.8%の源泉税が課される。

(*3)：0%...外国政府、外国地方公共団体、外国金融機関等
10%...その他の場合

(*4)：0%...6か月以上、持分50%以上保有する場合
5%...6か月以上、持分10%以上保有する場合
10%...その他の場合

進出・撤退時の留意すべき課税関係 (1/2)

進出時の資金注入方法の比較に係る留意点



① 源泉所得税 日本親会社

オランダ国内法上、オランダ法人から日本法人に対して支払われる配当については、日蘭租税条約が適用され、かつ、濫用防止規定に該当しない場合には、**源泉税が免税**となる。利子については、租税回避等一定の場合を除き、オランダ国内法により**源泉税が免税**となる。

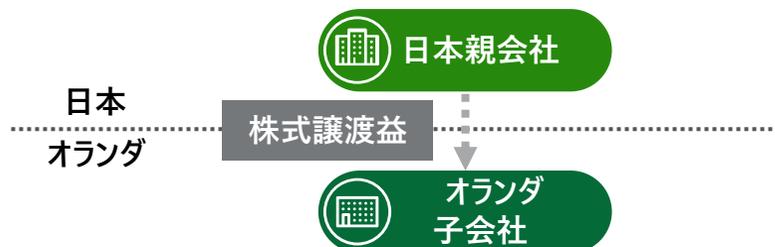
対価を受領する者	適用税率	
	配当	利子
非居住者	0%	0%

② 課税所得計算への影響 オランダ子会社

EBITDA (利子・償却・税金控除前利益) の20%を超える純支払利子は損金不算入となる。ただし、100万EURの支払利子まではこの規定が免除されるセーフハールルールが設けられている。なお、損金不算入純支払利子は無期限に繰越すことができる。

進出・撤退時の留意すべき課税関係（2/2）

撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税

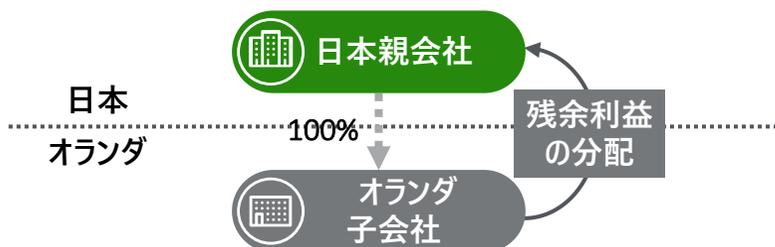


■ オランダにおけるキャピタルゲイン課税

日本親会社

一定以上の株式を保有する非居住法人株主による居住者法人の株式の処分による譲渡所得に対しては、租税条約の適用によりオランダにおいて租税を課することができない（不動産化体株式の譲渡等を除く）。

清算時の残余利益に対する課税



■ オランダにおける配当課税の有無

日本親会社

清算は（みなし）売却と同様に扱われ、会社の資産／負債は清算時点の公正市場価値で再評価され、その後の損益は清算年度の会社の課税対象利益に含めなければならない。

清算による残余財産の分配のうち払込資本を超える額は、オランダ国内法により、剰余金の分配（配当金）として原則として**15%の源泉税**の対象となる。ただし、オランダ法人から日本法人に対してただし、オランダ法人から日本法人に対して支払われる配当については、**日蘭租税条約**が適用され、かつ、濫用防止規定に該当しない場合には、**源泉税が免税**となる。

進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

子会社は全世界所得に課税される一方で、支店はオランダ国内源泉所得に課税される。また、子会社からの配当については源泉税が課される（租税条約の適用により免税となる可能性がある）一方で、支店からの利益送金には源泉税は課されない。

	 子会社 (現地法人)	 支店
課税所得の範囲	全世界所得課税	オランダ国内源泉所得
法人所得税適用税率	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2022年 15%：所得39万5000EUR以下 25.8%：所得39万5000EUR超 ■ 2023年 19%：所得20万EUR以下 25.8%：所得20万EUR超 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2022年 15%：所得39万5000EUR以下 25.8%：所得39万5000EUR超 ■ 2023年 19%：所得20万EUR以下 25.8%：所得20万EUR超
申告手続き	原則事業年度終了後5か月以内 (申告期限は税務調査官からの通知を受ける) までに確定申告書を提出	原則事業年度終了後5か月以内 (申告期限は税務調査官からの通知を受ける) までに確定申告書を提出
利益の還流	通常は国内法により源泉税15%が課されるが一定の要件を満たせば免税となる	利益送金に源泉税は課されない

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税

雇用保険料は従業者が全額を負担する。一方、賃金税及び国民保険料は雇用者により源泉徴収される。
VATについては、一定の事業者は免税事業者となることが選択可能である。

従業員の雇用に係るコスト等	<p>社会保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 雇用者に係る保険は雇用者負担のみでまかなわれている。雇用者はオランダの賃金税申告書を通じて保険料を支払い、これらは従業員に支払われた総所得（年間6万6956EURを限度）で計算される。 ■ 2023年の税率は以下の通り：健康保険...6.68(*1)%/5.43(*2)%、失業保険...7.74(*1)%/2.64(*2)%、障害労働者所得補償保険...5.82(*3)%/7.11%、労働再開保険...1.53%、児童手当...0.5%
印紙税	該当なし
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不動産税 地方自治体が発行する年次評価（WOZ-beschiking）が課税標準として課され、損金となる。 ■ 家主税（Lnadlord charge） 賃貸不動産のオーナーに課される。
その他間接税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不動産譲渡税 国内不動産の所有権の取得に係る公正な時価に対して原則10.4%課される（総資産に占める不動産の割合が50%を超える等一定の不動産化体株式の1/3以上の持分取得も含む）。グループ内再編に係るものなど、一定の場合には免除される。 ■ 物品税 ビール、ワイン、たばこ等に課される。

付加価値税 (VAT)	税率	標準税率は 21% 軽減税率は 9% （食料品等） 輸出取引、EU内供給等は0% 医療費等は免税
	課税対象取引	国内において行われる資産の譲渡及び役務の提供、輸入（EU域外から）、EU内取得
	納税義務者	原則として課税対象取引を行う全ての事業者。ただし、年間の課税売上高が 2万EUR を超えない事業者は免除を申請できる
	課税期間	原則 四半期 であるが、一定の場合には、 月次 、 年次 での申告を選択できる
	申告期限及び納付期限	月次、四半期は各課税期間の翌月の 最終営業日 、年次は翌年の 3月31日
	インボイス制度	あり
国境をまたぐデジタルサービスへの課税	該当なし	

(*1)：非正規雇用労働者に適用される。

(*2)：正規雇用労働者に適用される。

(*3)：給与総額が90万5000EURまでの雇用者に適用される。

法人税にかかる各種優遇税制措置

項目	対象企業	優遇措置内容
加速償却	一定の投資を行った法人	<ul style="list-style-type: none"> ■ オランダの環境保護のための資産を取得した法人は、75%の加速償却が認められる。
一般投資控除	一定の投資を行った法人	<ul style="list-style-type: none"> ■ 少額投資ルール¹の範囲内にある資産（2,600EUR-35万3973EUR）については、金額に応じて最大28%の損金算入が認められる（2023年）。
環境投資控除	環境保護を推進する一定の資産への投資を行った法人	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取得価額2,500EUR以上の環境保護を推進する一定の資産を取得した法人は、カテゴリーに応じて27%、36%、45%の損金算入が認められる。 ■ なお、同一資産についてエネルギー投資控除との重複適用は認められない。
エネルギー投資控除	省エネを推進する一定の資産への投資を行った法人	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取得価額2,500EUR以上の省エネを推進する一定の資産を取得した法人は、投資総額の45.5%の損金算入が認められる。 ■ 中古資産には適用されない。
研究開発税制	研究開発を行った法人	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一定の研究開発活動を行っている法人は、研究開発活動に従事する従業員に支払われる給与について賃金税の軽減を受けられる。 ■ 賃金税の軽減は32%、スタートアップ企業については40%である（35万EURまでの給与が対象）。35万EURの上限を超えると16%となる。
イノベーションボックス	イノベーションボックス適格所得のある法人	<ul style="list-style-type: none"> ■ イノベーションボックスの適格資産（特許権、実用新案権、ソフトウェア等）から生ずる適格所得に対する実効税率は9%となる。 ■ イノベーションボックス制度の適用には、経済省の認定資格を得る必要がある。 ■ グループ売上高が5年間で2億5000万EUR超、又はイノベーション資産から得られる粗利益が5年間で3,750万EUR超となる納税者の場合、適用に追加の要件が課される。

PE課税—PE類型

PEの種類

支店PE

- ① 事業の管理の場所
- ② 支店
- ③ 事務所
- ④ 工場
- ⑤ 作業場
- ⑥ 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



代理人PE

独立した地位を持つ者を除き、企業を代表して活動し、企業の名において契約する権限を有する者で、当該権限を反復して行使する代理人



オランダのPE類型は、日本と締結した租税条約において規定されている。

建設PE

12カ月を超える期間存続する建設工事現場もしくは建設もしくは据付工事



MLI条約の署名：

日本：2019年1月1日に発効

オランダ：2019年7月1日発効

（両国とも、源泉徴収による租税は2020年1月1日以後の課税事象から、その他の租税は2020年1月1日以後開始課税期間から適用）

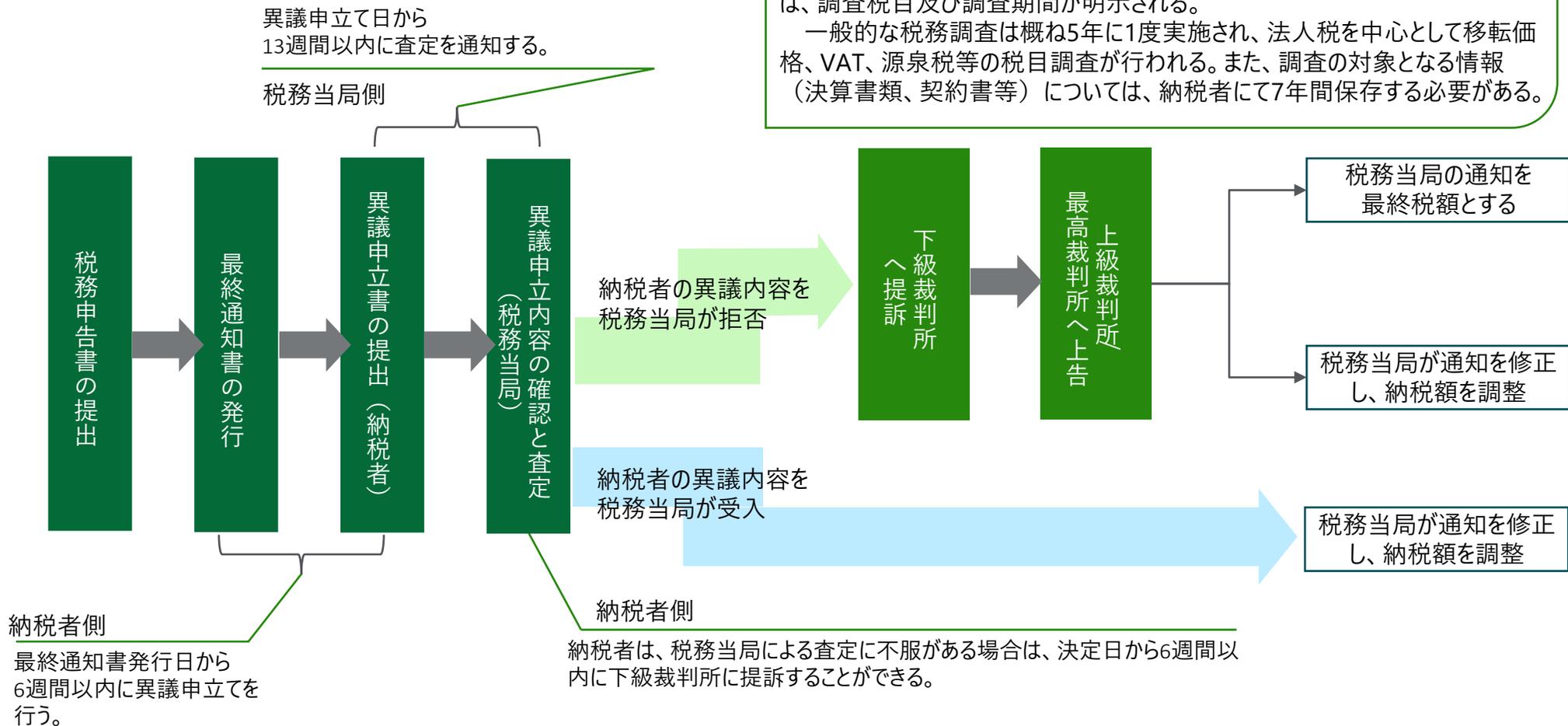
PEに関連するMLI条約の規定の適用：

第13条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避

第15条 企業と密接に関連する者の定義

税務調査及び異議申立て・税務訴訟

紛争解決手続き及びプロセス



■ 税務当局の名称：税・関税局（Tax and Customs Administration）

<https://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/bldcontenten/belastingdienst/business/business>

Pillar 2 の法制化状況について

オランダではPillar2の法制化は行われていない（2023年10月時点）

項目	施行日	適用初年度	詳細
全体的な法制化の状況	2023年12月31日	2023年12月31日以後開始事業年度	<ul style="list-style-type: none">■ 現状、オランダ議会はまだ採決を行っていない。■ Pillar2に係る立法案は、EU Pillar2指令の最終案に沿った内容となっている。
IIR (Income Inclusion Rule)	2023年12月31日	2023年12月31日以後開始事業年度	
QDMTT (Qualified Domestic Minimum Top up Tax)	2023年12月31日	2023年12月31日以後開始事業年度	
UTPR (Undertaxed Payments Rule)	2024年12月31日	2024年12月31日以後開始事業年度	

オランダの移転価格税制の概要、 各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要

01

移転価格税制導入時期

2002年に導入。オランダ法人税（Dutch Corporate Income Tax 1969（DCIT））のArticle 8bに規定されている。

02

関連者の定義

直接的または間接的な**管理支配関係**（DCITのArticle 8b）

03

移転価格調査の時効

通常**5年**だが、確定申告提出に関して期限の延長があった場合、延長分の期間が追加される。
（General Tax codeのArticle 16,paragraph 3 and 4）

04

独立企業間価格の算定方法（棚卸資産取引／無形資産取引／役務提供取引／資金賃借取引）

- **OECDガイドラインに準拠した以下の方法が認められる。**
 - CUP Method
 - Resale Price Method
 - Cost Plus Method
 - TNMM
 - Profit Split Method
- 実務上は、利益水準指標に**総コスト**または**売上高**を用いた**TNMM**が**棚卸資産取引**や**役務提供取引**に用いられることが多く、**資金賃借取引**には**CUP法**が用いられることが多い。
- オランダ税務当局の近年の傾向として、取引当事者の片側のみを検証する手法であるTNMMではなく、取引当事者間の利益配分を検証する手法である**PS法**を用いるケースも増えており、それに対応してPS法を用いる納税者も増加傾向にある。

05

日本とのAPA/MAPの適用可能性

- 日本との租税条約の有無：**あり**（発効日：2011年12月29日）
- 実務上の適用可能性：**あり**（日本-オランダ間の相互協議は通常年に数回程度実施される）

LF/MFの概要

ローカルファイル (LF) の概要

①作成義務対象者

- 連結総収入が**5000万EUR以上**の多国籍企業グループに所属するオランダ法人で、国外関連取引を有する法人
- 連結総収入が**5000万EUR未満**のグループについてはLF作成は必要ないが、国外関連取引の価格が独立企業間価格であることを説明する文書（移転価格文書）を別途作成・具備する必要がある（DCITのArticle 29g）

②作成期限

- 税務申告期限までに作成（DCITのArticle 29g, paragraph 1）

③提出期限

- オランダ税務当局（DTA）の求めに応じて提出（General tax codeのArticle 52）

④作成言語

- オランダ語もしくは英語（DCITのArticle 29g, paragraph 1）

⑤罰則

- マスターファイルとローカルファイルの保存がない場合、立証責任が政府から納税者へ転嫁される可能性もある（General tax codeのArticle 52a及び27e）

マスターファイル (MF) の概要

①作成義務対象者

- ローカルファイルと同じ（DCITのArticle 29g, paragraph 4）

②作成／提出期限

- ローカルファイルと同じ（DCITのArticle 29g, paragraph 1）

国別報告書の概要

国別報告書 (CbCR) の概要

①作成義務対象者

- 前事業年度における連結総収入が**7億5000万EUR以上**の多国籍グループ企業
- 最終親会社がCbCRの提出義務を負わない場合、自動交換によって税務当局がCbCRを入手できない場合はセカンダリーファイリングメカニズムによりオランダに所在する子会社がCbCRの提出義務を負う（DCITのArticle 29c, paragraph 5）

②提出期限／作成期限

- 事業年度終了日から**12ヵ月以内**（DCITのArticle 29c, paragraph 1）

③罰則

- 提出書類の不備や遅延、通知の不順守について**最大87万EURの罰金**が課せられる。
- 重大な過失または故意による場合、原則として、ペナルティは**87万EURの25%または50%**になる。
（DCITのArticle 29h, paragraph 1及びArticle 23, paragraph 4）

④国別報告書に係る通知書（Notification）の要否

- 事業年度末までにCbCR提出企業に関する情報（居住地等）について通知義務あり。
- グループ企業にオランダ法人が複数ある場合、1社が他のオランダ法人を代表して通知を行うことが認められる。（DCITのArticle 29d）
- 通知はDTAのホームページ上（Application portal notification for CBC Reporting）で行うことが可能である

<https://gegevensportaal.belastingdienst.nl/cbc/aanmelden/>

最近の移転価格調査におけるトピックス

01

現地側課税事例の
傾向

論点

- DTAは、重点的に調査を行う取引形態やトピック等についてガイダンス等は発表していないが、直近の税務調査における移転価格上の典型的な論点は以下と考えられる。
 - 事業・組織再編： オランダ法人から事業の一部を外国法人に譲渡する場合等。特に出国税（Exit taxation）については頻繁に調査が行われている傾向がある
 - 無形資産取引： ロイヤリティ取引・無形資産の譲渡取引
 - グループ内役務提供（IGS）： グループ内で行われる役務提供取引
 - ブランド料： ブランド・商標等の使用許諾取引
 - ファイナンス取引： グループ内企業同士の保証や、グループ内の企業のリスクを専門的に引き受けるためにグループの親会社等により所有・管理されている保険会社による保険取引

02

対応方法についての
助言

論点

- 適切な移転価格文書および当局への説明資料を具備するなどの対応が必要。
- また、DTAは納税者に対して協力的かつ実践的でプロアクティブな姿勢であるため、納税者から積極的にDTAにアプローチ（相談）することも可能である

移転価格税制に関する改正等

01

独立企業間価格に基づくミスマッチ

論点

- 関連者間取引における各国間取引価格規定等の不整合（ミスマッチ）を利用した租税回避行為（法人税）に対して一定の制限を課すこととなっている。例えば、オランダにおいて課税所得を減少させるような税務調整については、取引相手が所在する国において対応的調整（課税所得を増加させる税務調整）が行われている場合に限り、その税務調整が認められる。
- 例）他国の居住者が時価よりも低い価額で資産をオランダ納税者に譲渡する場合において、当該オランダ納税者はオランダ法人税上、当該他国において認識された低価額で譲受資産を認識する必要がある（すなわち、減価償却の対象となる資産価額も減少する）。
- 本改正は2022年1月1日以後開始事業年度より適用される。

02

金融取引に関する移転価格政令の改正

論点

- オランダの移転価格政令は、2022年7月1日に施行され、これにより以前の2018年に公表された政令が更新された。
- この変更に伴い、2014年の質疑応答政令（questions and answers decree）に関する以前のガイダンスが金融サービス企業（DVL）についても撤回された。
- 本改正は、OECDが2020年2月に公表した「移転価格ガイドライン」における「金融取引の移転価格」（第10章）の内容を移転価格政令に反映させることを主な目的としている。

03

法人税単一化に関する提案（BEFIT）

論点

- 2023年9月、EU内における法人税単一化に関する提案（BEFIT）が公表され、その一部として移転価格についてのEU指令案も公表された。
- 今回の指令案の主な内容としては、特に関係会社についての共通定義をEU全体で導入することを目指していることや、代表的な5つの手法による独立企業間価格の算定方法の定義、移転価格文書に関する規定等が含まれている。
- BEFIT提案が直接税に関するものであるため、EU議会内での合意形成に相応の時間がかかる可能性はあるものの、当該提案が将来的にEU内での移転価格税制全般に影響を与える可能性があるため、将来的な影響に関しても今後注視していく必要がある。

移転価格税制に関する改正等～Public CbCRの国内法への導入状況

公開 CbCR

制度概要	<ul style="list-style-type: none">■ 当該会計年度および前会計年度の2会計年度において（連結）総収益が7億5000万ユーロを超える場合、EU域内で活動するEUに最終親会社を置く多国籍企業ならびにEU域外に最終親会社を置く多国籍企業に対して、EU域内での活動に係る税務情報等を記した公開CbCRを、所定機関（商業登記所）へ報告・開示するよう義務付ける制度<ul style="list-style-type: none">➢ EU域内に最終親会社が所在する多国籍企業およびEU域内単独企業：<ul style="list-style-type: none">→国ごとに所定の項目を公開CbCRに記載する➢ EU域外に最終親会社がある多国籍企業のうち、EU非協力国リスト掲載国に拠点（子会社および支店）を有する企業：<ul style="list-style-type: none">→EU非協力国リスト掲載国に所在する拠点については国ごとに所定の項目を公開CbCRに記載しなければならない、それ以外の国に所在する拠点については一定の規模を持つ拠点に関して公開CbCRに記載しなければならない（国ごとの情報ではなく、項目ごとの総計額を記載すればよい）■ EUに本拠地を置く多国籍企業の場合、最終親会社は、ウェブサイト上で報告書を公開するとともに、同社が設立された加盟国の商業登記所に提出する必要がある。■ 一方、EU域外に本拠点を置く多国籍企業については、対象となる子会社又は支店は、ウェブサイト上で報告書を公開し、それらが設立された加盟国の商業登記所に提出する必要がある。なお、上記の方法によるほか、EU域外に本拠点を置く多国籍企業については、最終親会社がウェブサイト上で報告書を公開する一方で、商業登記所への提出者についてはEUで活動している子会社又は支店のいずれかを指名することができることとされている。
導入時期	EU加盟各国は、2023年6月までに各国国内法における法制化を行うことが求められ、2024年6月以後に各国で施行されることとなっている。企業にとっては、拠点所在国における国内法の施行後に開始する事業年度（通常は2024年6月以後に開始する事業年度）が、初回の公開報告対象年度となる。
国内法への導入	オランダは欧州委員会から2023年6月22日の期限内に当該指令を国内法に導入する措置の報告を完了していないとして通知を受けた国の一つである。現状下院通過済みで、適用時期が2024年6月22日以降に開始される会計年度であることを考慮すると、近々法制化が完了すると見込まれる。
企業の留意点	EUに拠点をもち、制度対象基準に満たすグループは各国の国内法とEU指令の違いに留意しながら、対応が必要。

移転価格税制の動向（その他特筆すべき事項）

その他特筆すべき事項

税務当局における税務調査の状況の変化

- 従来より国内の一般税法や租税条約等が整備されていることもあり、近年他国、特にEU域内の税務当局との連携・協力が一層強化されている。また、Brexitの影響もあり組織再編が増えてきているため、欧州での事業再編等（在蘭法人から事業の一部を外国法人に譲渡する場合など）がある場合は引き続き税務調査のきっかけとなりやすい傾向にあるので留意が必要である。

APA審査・協議対応の変化

- 審査・協議件数は全体として減少傾向にある。

BEPS2.0 柱1利益Bの議論状況 （税務当局内）

- 2023年9月にPublic Comment をOECDが締め切ったところであり、OECDガイドラインが発表後に順次国内法制化が進んでいくと想定される。

BEPS2.0 柱1利益Bの議論状況 （日本企業内）

- 各社情報を収集しているところであり、自社への影響の分析につき検討段階である。

お問い合わせ

運営受託：デロイトトーマツ税理士法人

email : info@i-tax-seminar.go.jp

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2023年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301